

就学援助制度について

1 援助の対象となり得る方

- 世帯の所得から算出した月額が、国が定める、各世帯に応じた生活に必要なとされる基準月額の
1. 2倍を超えない方（課税・非課税は問いません）
- 生活保護が停止または廃止となった方
- 保護者の職業が不安定で、学校納付金や学校給食費等に不自由されている方
- 病気・障害・退職・離婚等により生活状態が不安定な方等
《 教育委員会でこれらの状況や家族全員の所得などを審査し決定します。 》

※ 基準年間所得額は年齢や世帯の人数によって異なりますので、経済的にお困りの方は、まずは申請を御検討ください。

2 援助の内容

（児童生徒1人当たり）※支給額（年額）は令和4年度の額を掲載しています。（毎年度就学援助費支給額は6月頃決定予定です。）

種類	支給額（年額）	支給の時期
学用品費（通学用品費を含む）	小学生：（1年生）11,520円 （2～6年生）13,770円	（学期末）7月・12月・3月
	中学生：（1年生）22,510円 （2～3年生）24,760円	
学校給食費	実費の8割以内の額	
新入学学用品費（1年生のみ） （※入学前支給の場合は入学準備金）	小学生：50,600円 中学生：57,400円	（1学期末）7月 ※入学準備金の場合は入学前の2月下旬～3月初旬
修学旅行費	保護者が負担する実費 小学生：21,670円以内 中学生：60,300円以内	随時（学校の精算後）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	校外活動にかかる経費の一部 小学生：1,580円以内 中学生：2,290円以内	（3学期末）3月
医療費	学校保健の特定疾患の治療費	随時

※1 修学旅行費の支払いについては、学校教育課が指定した日となります。

※2 新入学学用品費については、入学準備金として入学前に支給を受けた方は対象になりません。（入学前の支給か、入学後の支給か、どちらか一方のみとなります。）

※3 医療費の援助については、学校健診等で治療の指示があった疾病（国が定めた疾病に限る）に対し、無料で治療を受けることができる医療券を交付します。ただし、子育て支援課の「ひとり親家庭医療費助成制度」の認定を受けている方、下記疾病に該当しない治療は対象外となります。医療券の発行は、例年7月上旬となりますので、4月から医療券の発行までに下記の疾病により病院を受診される場合は、必ず領収書を保管の上、就学援助認定となった場合に、学校を通じて領収書を御提出ください。

【国が定めた疾病】トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病

3 申請等について

- 援助申請について保護者の意思を確認するため、「就学援助申請希望調査票」の提出をお願いいたします。（全ての保護者の方が対象です。）
- 援助申請を御希望の方は、「就学援助申請希望調査票」とあわせて、「就学援助申請書兼同意書」を御提出ください。（市外からの転入された方や単身赴任中等で霧島市に住所が無い方については、「所得課税証明書」の添付が必要な場合があります。）
- 区域外就学等で、保護者が市外に住所を有している場合は、住所地の市町村への申請手続きが必要な場合があります。

詳細につきましては、教育委員会または在学する（予定の）学校へお問い合わせください。

4 問い合わせ先

霧島市教育委員会 学校教育課 学事グループ TEL 0995 - 45 - 5111（内線3742）